

## 11月は「動物による危害防止 対策強化月間」です

千葉県では毎年11月を標記の強化月間として、動物の正しい飼い方の普及・啓蒙に努めています。



このため、次のことに注意して動物を適正に飼いましょう。

- ①犬の放し飼いは禁止されています。
- ②犬の登録と狂犬病予防注射は法律に定められた飼い主の義務です。
- ③ねこは屋内で飼いましょう。
- ④動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。

○問合せ

香取健康福祉センター（香取保健所）

☎<sup>⑤②</sup> 9161

千葉県動物愛護センター

☎0476-93-5711

## 11月11日(金)～17日(木) 税を考える週間

国税庁・国税局・税務署では、国や地方公共団体の基礎となる「税」に対する理解を一層深めていただくため、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」と定めて、様々な広報・広聴活動を行っています。今年のテーマは「暮らしを支える税」です。

また、千葉県税理士会佐原支部では次の要領で「税理士による税の無料相談」を実施します。お気軽にご相談ください。

○日時 11月14日(月)、15日(火)

10:00～15:00

○場所 ショッピングモールサワラシティ  
1階特設会場

○問合せ 佐原税務署☎<sup>⑤④</sup> 1331

○税に関する情報は国税庁ホームページへ  
<http://www.nta.go.jp/>

## 特定健診のお知らせ

### 被用者保険者

### (社会保険加入被扶養者の方) 対象

- 日 時 11月29日(火) 9:30～11:30
- 会 場 神崎ふれあいプラザ
- 持参物 受診券、健康保険証（受診券はご加入の健康保険組合にご確認ください）
- 検診料金 受診券に記載しておりますのでご確認ください。
- 対象者 被用者保険者（被扶養者・社会保険の方）が対象です。
- 問合せ (一社) 千葉衛生福祉協会 健康管理部☎043-224-2016

## 11(いい)月30(みらい)日は 「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、佐原年金事務所にお問い合わせください。



○問合せ 佐原年金事務所☎<sup>⑤④</sup> 1442